

いの町障害者計画等策定支援業務仕様書

1. 委託業務名

いの町障害者計画等策定支援業務

2. 業務の目的

第3期いの町障害者計画、第6期いの町障害福祉計画及び第2期いの町障害児福祉計画が、令和6年3月31日で計画期間を終了する。次期計画である第4期いの町障害者計画、第7期いの町障害福祉計画及び第3期いの町障害児福祉計画を策定するものである。

策定にあたっては、障害福祉サービスの提供実績や取組の成果について、各種データを活用し適切な分析を行うとともに、次期計画の期間中のサービス量の見込み、その確保に向けた方策を検討するものである。

また、法律並びに国の基本方針を踏まえるとともに、上位計画となる第3期いの町地域福祉計画に即し、関係する町の個別計画と整合性を図りながら策定することを目的とする。

3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

4. 委託業務の内容

(1) 現状の分析業務

障害福祉をめぐる施策動向、いの町の概要及び社会経済特性、地域福祉資源の整備状況、障害児者の現況動向及びサービス利用状況等について、いの町から提供するデータやアンケート調査の結果など各種の資料を基に分析を行う。

また、他の関連する計画との整合性を把握するとともに、現行計画の検証及び評価を行う。

(2) 計画の策定業務

(1)を基に計画対象者数の推計及び障害福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、確保策に向けての課題をとりまとめ、課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標を記載した計画骨子案・計画素案を作成する。

また、町が実施するパブリックコメントの支援を行う。

(3) 策定委員会の運営支援業務

計画の内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回開催）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに、策定委員会に出席し、議事録の作成と協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(4) 成果品

策定した計画については、計画書のデータ一式を納品するものとする。

また、業務の過程で作成された各種の分析・集計データについても一式を納品するものとする。

5. その他

- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化

した場合には、町と協議の上、本業務内容を変更することができる。

- 受託者は、事業開始前の打ち合わせに来庁する事とし、対象者データの受け渡しや成果物の納品については、個人情報が多く含まれることから、必ず受託者自らが町役場に持参する事とし、来庁の際は必ず担当者に内容説明を行うこと。（郵送、宅配便、メールでの送付は認めない）
- 受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに、委託者の指示を受けるものとする。
- その他、国及び県等への各種報告・資料提出があった場合には、本町の指示する時期に円滑に対応すること。
- 本件については、個人情報を取り扱うため、本契約業務を受託、または本契約業務に係る事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を複数回更新した実績を有する法人であることを必須とし、法人認定を証する書類の写しを見積書提出時に添付すること。（法人認定ではない担当者の個人資格は対象外とします。）また、個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払うこと。特に、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。
- 同種の計画の策定支援委託業務の受託実績が、最低 1 件あることを必須とする。
- 本業務で作成された計画書及びデータの著作権はいの町に帰属するものとする。